

平成 19 年度 事業計画

第 1 会議の開催

- 1 通常総会は、年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、必要の都度開催する。
- 3 理事会は、年 1 回開催する。
- 4 臨時理事会は、必要の都度開催する。
- 5 各委員会は、必要の都度開催する。

第 2 警備業務運営及び業務の適正化に対する調査研究

- 1 警備業の諸問題について、関係官庁等と積極的に連携し、その指導のもとに必要な資料通達等を随時発出して業務の円滑かつ適正な運営を図る。
- 2 適正な警備業務の提供を行うため、関係官庁等との意思の疎通に努め、関連情報の収集とその周知徹底を図る。
- 3 検定業務の円滑な運営を図るため、関係官庁等との緊密な連携保持に努める。
- 4 関係官庁等に対して、講師派遣・会議への出席を依頼して、各種研修会等の効果をより一層高める。
- 5 経営者（幹部）研修会を開催して、業務の適正合理化を図る。

第 3 警備員の教育訓練

- 1 警備員現任教育（法定教育） 年 8 回（施設・雑踏各 4 回）計画
- 2 警備員指導教育責任者講習 年 10 回計画、別途計画による。
- 3 機械警備業務管理者講習 年 1 回計画、別途計画による。
- 4 検定資格者増員を図るため、次のとおり特別講習を行い、検定有資格者の積極的増員を図る。
 - ア 特別講習交通誘導警備業務 2 級 年 2 回（5、6 月）別途計画
 - イ 特別講習雑踏警備業務 2 級 年 1 回（7 月） 別途計画
 - ウ 特別講習貴重品運搬警備業務 2 級 年 1 回（9 月） 別途計画
 - エ 特別講習施設警備業務 2 級 年 1 回（10 月） 別途計画

第 4 警備員指導教育担当者等の研修

警備員特別講習事業センターの委嘱講師及び指導教育責任者講師の新任幹部研修会へ参加させ講師の知識及び能力を向上をさせ、警備業務の適正化及び技術の向上に努める。

- 1 警備員指導教育責任者の新任幹部研修会（ふじの研修センター）
別途計画による。

- 2 特別講習主任講師研修会（ふじの研修センター） 別途計画による。
- 3 特別講習現任講師研修会（ふじの研修センター） 別途計画による。
- 4 施設・交通誘導・雑踏・貴重品講師候補者研修会（ふじの研修センター） 別途計画による。
- 5 協会主催特別講習講師研修会 年6回計画、別途計画による。
- 6 協会主催指導教育責任者講師会議 年6回計画、別途計画による。
- 7 シニアワークプログラム事業講師研修会 年4回計画、別途計画による。

第5 警備業務に関する資料の刊行並びに出版物及び資機材の斡旋

- 1 全警協及び各県協会と連携し、関係資料を収集し会員宛に關係資料や会報等の配布を行う。
- 2 警備業務に関する図書・教材等の購入斡旋事業を積極的に推進する。

第6 優良警備員の表彰

- 1 永年勤続警備員、優良警備員、功勞警備員の表彰を行う。
- 2 （社）栃木県警備業協会表彰規程に基づき栃木県警察本部長と会長並びに栃木県警察本部生活安全部長と会長の連名による表彰該当者の表彰上申を図る。

第7 地域・職域の防犯・防災意識の高揚

- 1 関係官庁と緊密な連絡のもとに、地域安全運動・交通安全運動に協力し、防犯・防災並びに交通事故防止へ貢献する。
- 2 地域社会に貢献する事業を強化するため、「安全・安心まちづくりのための覚書」の支援活動の推進並びに「栃木県安全で安心なまちづくり県民会議」へ参加し、安全に暮らせるまつづくりに貢献する。
- 3 栃木県学校安全推進協議会等へ参加し、安全・安心な学校づくりを推進し、子どもを守る活動に貢献する。
- 4 栃警協災害（広域）警備隊の体制の確保及び訓練と栃木県主催総合防災訓練へ積極的に参加し、非常時に備える。
- 5 事件・事故の予防検挙について栃木県警察と連携及び協力体制を強化する。

第8 労働災害の防止活動の推進

- 1 労働災害防止のための各種資料の作成と労働安全運動の推進

- 2 事故防止を目的とした、安全パトロールを実施し現場巡回指導の徹底
- 3 各委員会による研修会を通じて指導し、その定着を図る。
- 4 労働研修会の開催及びポスター・論文などによる広報啓発活動の実施。

第9 その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 1 未加入者の入会を促進し、組織の強化を図る。
- 2 労働研修会の開催及びポスター・論文などによる広報啓発活動の実施。
- 3 労働福祉への関心を高揚し、厚生年金基金並びに警備業共済会への加入を促進する。
- 4 事故防止を目的とした、安全パトロールを実施し現場巡回指導の徹底を図る。
- 5 インターネット利用によるホームページの活用を図る。